

2026年7月7日

各位

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社全東信が、2026年7月6日付で大阪地方裁判所に自己破産を申請し、同日破産手続の開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 商号 | 株式会社 全東信 |
| (2) 所在地 | 大阪府大阪市中央区島之内1丁目14番14号東信ビル |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 高山 萬保 |
| (4) 資本金 | 4,500百万円 |
| (5) 事業の内容 | クレジットカードによる売上の請求事務代行並びに売上代金の立替払 |

2. 当該取引先に対する債権の種類と金額

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| (1) 貸出金額 | 8,000百万円（2026年3月期 連結純資産に対する割合 8.83%） |
|----------|--------------------------------------|

3. 今後の見通し

上記債権 8,000百万円のうち、担保・引当等で保全されていない 5,886百万円につきましては、2027年3月期に全額引当等の処理を実施いたします。

なお、2027年3月期の通期業績予想につきましては、現在精査中であり、今後、修正する必要がある場合は、速やかにお知らせいたします。

以上